

新型インフルエンザ等対策に関する 業務計画および事業継続計画

平成 26 年 10 月
米子瓦斯株式会社

目 次

第1章 総則	1
1－1 業務計画の目的、基本方針	1
1－2 業務計画の運用	1
第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
2－1 新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
2－2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携	3
第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項	3
3－1 新型インフルエンザ等対策業務の実施方法	3
3－2 感染対策の検討、実施	3
第4章 事業継続計画	4
4－1 基本方針	4
4－2 継続業務の特定と継続方法	5
4－3 特定接種の実施	7
第5章 その他	7
5－1 教育・訓練	7
5－2 計画の見直し	8
別表第1－1 新型インフルエンザ発生時の体制	9
別表第1－2 業務分担	10
別表第2 本部長代行順位	11
別表第3 社外機関に対する通報・連絡の経路	12

第1章 総則

1－1 業務計画の目的、基本方針

この業務計画（以下「この計画」という。）は、新型インフルエンザ等が国内外において大発生した場合においても、人命最優先の原則から感染拡大防止を前提に、ガスの供給を可能な限り維持し、ライフライン事業者としての社会的使命を果たすため、必要な対応・措置を定めるものである。

1－2 業務計画の運用

（1）この計画の対象とする「新型インフルエンザ等」とは、以下の通りとする。

- ①感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）第6条第7項に規定される新型インフルエンザ等感染症。
- ②感染症法第6条第9項に規定される新感染症で、その感染力の強さから新型インフルエンザ等感染症と同等に社会的影響が大きなもの。

（2）新型インフルエンザ等発生時の被害は、ガス事業者の従業員の40%が欠勤し、流行が8週間続くと想定する。また、他の社会機能維持者（※）は最低限度の稼働がなされていると想定する。

※ 治安を維持する者、ライフライン事業者（電力・ガス・水道）、ライフラインを維持するために必要な物資を輸送する者、国または地方公共団体の危機管理に携わる者、国民の最低限の生活維持のための情報提供に携わる者。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

2－1 新型インフルエンザ等対策の実施体制

（1）新型インフルエンザ等の発生段階は、「鳥取県新型インフルエンザ等対策行動計画（平成26年1月）」に定めるとおりとする。

発生段階	状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
県内未発生期	県内で新型インフルエンザ等は発生していないが、いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生した状態

県内発生早期	県内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	県内において新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準で止まっている状態

(2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の体制は、以下の区分による。

発生段階	非常体制の区分
未発生期・海外発生期・小康期	平常勤務
県内未発生期	第一次非常体制
県内発生早期	第一次非常体制 (※感染状況等により第二次非常体制に移行)
県内感染期	第二次非常体制 (※感染状況等により第一次非常体制を継続)

(3) 組織及び業務分担と訓練

非常体制時には、的確かつ迅速な対応をはかるため、危機管理本部を設置し(レベル2)、別途対策本部設置対応等を協議する。非常体制の組織及び業務分担は、別表第1-1、別表第1-2に定める。また、体制がより有効に機能するよう、訓練等を実施する。

(4) 非常体制の発令と解除

- ① 非常体制の発令は、経営管理部が政府対策本部・都道府県の決定判断、及び新型インフルエンザ等の発生状況について情報収集を行い、第一次非常体制の発令及び第二次非常体制への移行が必要と判断した場合、本部長(社長)に具申し決定する。
- ② 本部長は、鳥取県が鳥取県対策本部を廃止した場合、その他必要がなくなった場合には、非常体制を解除する。
- ③ 本部長の代行順位は、別表第2のとおりとする。
- ④ 本部長は、鳥取県が鳥取県対策本部を廃止した場合、その他必要が無くなった場合には非常体制を解除または変更する。

2－2 情報収集及び共有体制、関係機関との連携

- (1) 平常時より、経営管理部は、別表第3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (2) 非常体制時には、別表第3に定める外部諸機関を通じて国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する情報を入手するとともに、これら外部諸機関と適切に情報交換を行う。
- (3) 各班は、得られた情報を必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

第3章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3－1 新型インフルエンザ等対策に関する事項

3－1－1 平常時における対応

- (1) 従業員への感染防止の観点から、医療用マスク、ゴーグル等を必要数備蓄する等、新型インフルエンザの流行に備えた準備を行うとともに、手洗いの励行、健康状態の自己把握に努めるなど、感染防止意識の啓発等を行う。

3－2 感染対策の検討・実施

3－2－1 情報収集及び周知

- (1) 対策本部を立ち上げ、別表第3に定める外部諸機関を通じて、国内外の新型インフルエンザ等の感染状況等に関する最新の情報を入手するとともに、これらと適切に情報交換を行う。
- (2) 対策本部は、得られた情報を、必要に応じて迅速かつ適切に関係部所に周知する。

3－2－2 第一次非常体制における対応

総務班は、第一次非常対策本部設置後、速やかに以下の事項を周知・徹底する。

- ① 新型インフルエンザ等の基礎知識とマスク着用、手洗い・うがい励行等の感染予防に加え、感染拡大を防止するための「咳エチケット」等
- ② 総務班に設置する健康相談窓口とその活用方法
- ③ 発熱時には直ちに医療機関を受診し、医師の指示に従うべきこと
- ④ 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合、または感染者に接触した場合の、会社への連絡、勤務の取扱い等、社員等が取るべき措置に関するこ
- ⑤ 会議・集会等とその出席者数の制限に関するこ

⑥ 新型インフルエンザ等発生国・地域への滞在・出張・旅行等に関する取扱い

3-2-3 第二次非常体制における対応

総務班は、第二次非常対策本部設置後、3-2-2に定める周知内容を再徹底することに加えて、以下の項目に取組む。

- ① 国内外の新型インフルエンザ等感染状況等に加えて、全社の新型インフルエンザ等罹患状況を継続的に把握し、周知する。
- ② 従業員等及びその家族が新型インフルエンザ等に感染した場合は、地域の保健所等と綿密な連携を取り、指定医療機関等での隔離・医療措置に協力する。
- ③ 会議・集会に加えて、教育研修・イベント等の延期または中止の検討をするよう各班に指示する。
- ④ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療用マスクを配布するとともに、通勤時の着用を義務化する。
- ⑤ 第二次非常対策本部の指示に基づき、必要な職場へ医療職を派遣する。
- ⑥ 国及び地方公共団体の指示に基づく、ワクチン接種等の新型インフルエンザ等予防措置を実施する。
- ⑦ 国等の指示に基づき、患者発生国・地域に駐在する社員等及びその家族、または患者発生国・地域から帰国した社員等及びその家族に対し必要な措置を講ずるとともに、今後の患者発生国・地域に対する海外渡航の是非を検討し、渡航の取り止め等の勧告を行う。

第4章 事業継続計画

4-1 基本方針

(1) 最優先する事項

お客さま、ガス事業者の従業員（家族含む）、供給継続に資する関連事業者の生命保護を事業継続に優先する。

(2) 事業継続計画の基本的考え方

ガスの製造・供給について、大規模な供給途絶を招かないことを目的とする。それ以外の業務については、人命保護・感染拡大防止の観点から縮小する。

(3) 事業継続計画の発動

原則として国内感染期の状況になり、本部長が必要と判断した場合、事業継続計画を発動する。

4-2 繼続業務の特定と継続方法

(1) 繼続業務（重要業務）、縮小業務（休止業務）の分類及び方針

平常時の業務を「A：継続業務」と「B：縮小業務」に分類し、新型インフルエンザ等が流行し、本部長が事業継続計画を発動した場合に移行する。

区分	名 称	内 容
A	継続業務	ガスの供給維持に必須な業務及びその支援業務 (システム、広報、電話受付、勤務管理等)
B	縮小業務	都市ガスの製造・供給の継続に直接関与しない業務

(2) 主な業務分類

各支部の業務を以下の通り分類する。

部門	業務	区分	備考
原料・製造	原料(LPG、LNG)の受入に関する業務	A	ローリー受入れも含む
	都市ガスの製造業務	A	熱調、付臭、圧送を含む
	原料調達業務	A	調達先の状況確認を含む
	製造関連施設の維持管理業務	A	基地及び設備の保守点検、巡回、 応急手当
供給	供給管理、圧力管理	A	中長期的な供給計画を除く
	主要導管の維持管理	A	主要ガバナ、供給所、ホルダーを含む
	主要導管以外の維持管理	B	法定の漏洩調査を含む
	ガス導管工事	B	新設含む。但し緊急性を有するものはA
緊急保安	ガス漏れ、供給支障対応	A	
システム管理	製造・供給・顧客管理等、製造・供給に必須なシステムの保守業務	A	導管図面システムを含む
総務、労務、経理、広報等	感染拡大に関係する業務	A	
	対策本部支援業務	A	
	労務管理	A	
	経理業務	B	最低限度
	広報	A	業務停止を行うことの広報やマスコミ対応
	安全衛生	A	
上記以外の福利厚生等		B	

お客様 関連	定期保安巡回	B	法定周知・調査を含む
	開閉栓	B	新設開栓を含む
	検針	B	
	供給停止	B	
	料金收受	B	銀行振り込み等は継続
	電話受付	A	
	内管工事	B	新設を含む。但し、緊急性を有するものはA
	ガス機器販売、修理	B	
	新規営業	B	
資材	製造・供給継続に必要な資材類(導管材 料を含む)の調達	A	
	上記以外の資材類の調達	B	

(3) 継続業務の要員

計画組織 名	主な継続業務	要員数	要員内訳	
			社員	協力会社
生産班	・ガス製造業務 ・原料受払業務 ・原料等在庫管理 ・生産設備保守管理	3	2	1
導管班	・供給指令 ・保安指令・修理 ・圧力操作 ・緊急時の圧力検討 ・緊急性を有する工事 ・他工事対応 (パトロール他工事受付・照会・立会)	10	6	4
大口対応 班、お客様 様対応班	・電話受付/情報連絡 ・優先復旧お客様の機器修理の現地対応	15	12	3

総務班	<ul style="list-style-type: none"> ・対策本部事務局 ・感染拡大に関する業務（ワクチンの接種他） ・勤務状況・健康状態の確認 ・社外対応 ・プレスリリースの発信、マスコミ対応 ・継続システムの運転 ・建物及び付帯設備の維持管理 ・資金調達、支払手続き ・グループ会社対応 	4	4	
	合計	32	24	8

4－3 特定接種の実施

4－3－1 接種対象

特定接種は、この計画に定める継続業務に従事する者を対象とする。

4－3－2 接種場所

ワクチンの接種は、接種可能な診療所等で行う。

4－3－3 その他

今後、内閣府が策定する「特定接種の実施要領」の公開を踏まえて、この業務計画を見直し、必要に応じて修正するものとする。

第5章 その他

5－1 教育・訓練

（1）感染予防に関する教育

感染予防に関して、教育・訓練を計画して実施する。

（2）感染発生を想定した初動訓練

感染発生を想定し、感染者が確認された場合の初動措置などの適切な対応ができるよう、計画的に訓練を実施する。

（3）供給継続に係る訓練

優先業務Aの指定を受けた従事者に対して、通常の業務以外の指定を受けた者はその業務を円滑に実施できるよう訓練する。

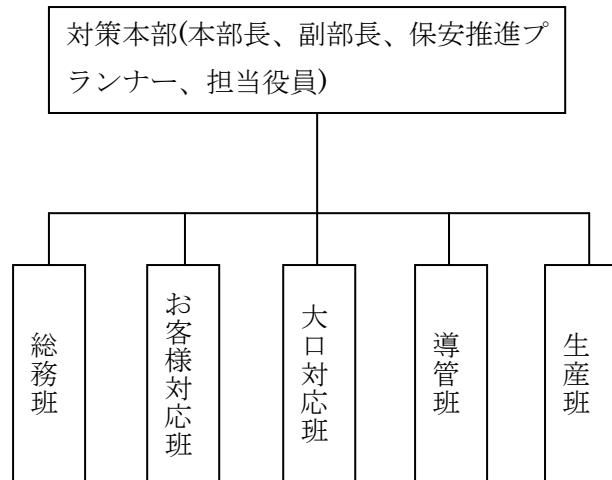
（4）全体訓練

全体訓練として、対策本部の設置に始まり、継続業務の遂行に至る一連の流れを関係者で確認する訓練も計画して実施する。

5－2 計画の見直し

新型インフルエンザ等の大流行は、必ずしも予測されたように展開するものではなく、発生する事態も様々であると想定されることから、今後の情勢の変化等を踏まえて、この業務計画は隨時見直し必要に応じて、修正を加えるものとする。

別表 第1-1 新型インフルエンザ等発生時の体制



別表 第1-2 非常体制の業務分担

班名	部署名等	主な役割・業務
対策本部	本部長(社長)	対策本部業務の推進、実施策の検討、意思決定、各班への指示・命令、統括
	副本部長(常務取締役)	
	保安推進プランナー	
	担当役員	
生産班	施設管理部(YS センター)	LNG ローリー配車変更等の検討・実施、原料輸送に係る事項、製造所等警備に関する事項、生産・稼働計画の見直し検討・実施
導管班	施設管理部(施設管理グループ)	供給操作の検討・実施、導管事故処理計画検討・実施、導管警備体制の確立
大口対応班	営業推進部(法人グループ)	大口お客様対応
お客様対応班	営業推進部(地域グループ、集合グループ、米子支店)	一般のお客様対応、受付対応
総務班	経営管理部(総務グループ、管理グループ)	外部広報対応、役所対応、社員・グループ 社員の勤務状況、安否の確認、感染予防・感染拡大阻止にかかる諸行動の周知徹底、社内 IT システム維持に関する事項

別表第2 非常体制発令の代行順位

代行順位	代行者
第1位	常務取締役
第2位	保安推進プランナー
第3位	常勤役員
第4位	施設管理部長
第5位	経営管理部 副部長

別表第3 社外機関に対する通報・連絡の経路

